

○国土交通省告示第二百七十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十七条の規定に基づき、自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月三十一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示

自動車の点検及び整備に関する手引（平成十九年国土交通省告示第三百十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

2 日常点検の実施の方法

(略)

日常点検の実施方法

点検箇所	点検項目	点検の実施の方法
(略)	(略)	(略)
車の 周り から の 点 検	(略)	(略)
	タイヤ	(略)
	□取付けの状態	<p>○ ディスク・ホイールの取付状態について、目視により次の点検を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホイール・ナットの脱落、ホイール・ボルトの折損等の異状はないか。</li> <li>・ ホイール・ボルト付近にさび汁が出た痕跡はないか。</li> <li>・ ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの長さに不揃いはないか。</li> </ul> <p>○ ディスク・ホイールの取付状態について、ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの緩み等がないかを点検ハンマなどを使用して点検し</p>

2 日常点検の実施の方法

(略)

日常点検の実施方法

点検箇所	点検項目	点検の実施の方法
(略)	(略)	(略)
車の 周り から の 点 検	(略)	(略)
	タイヤ	(略)
	□取付けの状態	<p>○ ディスク・ホイールの取付状態について、目視により次の点検を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホイール・ナットの脱落、ホイール・ボルトの折損等の異状はないか。</li> <li>・ ホイール・ボルト付近にさび汁が出た痕跡はないか。</li> <li>・ ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの長さに不揃いはないか。</li> </ul> <p>○ ディスク・ホイールの取付状態について、ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの緩み等がないかを点検ハンマなどを使用して点検し</p>

		<p>ます。なお、ISO方式のホイール・ナットの緩みの点検にあつては、<u>ホイール・ナット及びホイール・ボルトへのマーキングを施しマーキングのずれを目視により確認する方法又はホイール・ナットの回転を指示するインジケータを装着しインジケータ相互の指示のずれやインジケータ連結部の変形を目視により確認する方法に代えることができます。ただし、ホイール・ナット及びホイール・ボルトを一体で覆うインジケータにあつては、目視によりディスク・ホイールの取付状態を点検する際に、インジケータを取り外して点検しなければならないことに注意してください。</u></p>
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(注) 1～4 (略)

3 定期点検の実施の方法

		<p>ます。  <u>(タイヤ交換の際には、「3 定期点検の実施の方法」の「ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷」に示す方法その他の方法により点検し、タイヤ交換後、ディスク・ホイールの取付状態に適度な馴染みが生じる走行後（一般的に50～100 km走行後が最も望ましいとされています。）、トルク・レンチを用いるなどにより規定トルク（自動車製作者が定めるトルク値をいう。）でホイール・ナットを締め付けます。この場合において、JIS方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数（1個おき）のアウトター・ナットを緩めて、インナー・ナットを締め付けます。次に、緩めたアウトター・ナットを締め付けます。その後、ホイール・ボルトの残りの半数のアウトター・ナット及びインナー・ナットについても同様の措置を講じます。)</u></p>
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(注) 1～4 (略)

3 定期点検の実施の方法

(略)

定期点検の実施方法

(1) 四輪自動車など

点検箇所	点検項目	点検時期 (年又は月ごと)					点検の実施方法
		自家用乗用など	自家用貨物など	大型特殊	事業用など	被牽引自動車	
(略)	(略)	(略)					(略)
走行装置	ホイール	(略)					(略)
					12月	12月	○ リフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外し、次の点検を行います。 ・ ホイール・ボルト及びホイール・ナットについて、 <u>亀裂や損傷、著しいさびの発生</u> はないか、ボルトに伸びは

(略)

定期点検の実施方法

(1) 四輪自動車など

点検箇所	点検項目	点検時期 (年又は月ごと)					点検の実施方法
		自家用乗用など	自家用貨物など	大型特殊	事業用など	被牽引自動車	
(略)	(略)	(略)					(略)
走行装置	ホイール	(略)					(略)
					12月	12月	○ リフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外し、次の点検を行います。 ・ ホイール・ボルト及びホイール・ナットについて、 <u>亀裂や損傷がないか</u> 、ボルトに伸びはないか、 <u>著しいさび</u>

の損傷（大型車において行う点検）

ないか等を目視などにより点検します。また、ねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異状がないかを目視などにより点検します。加えて、ISO方式の場合は、ホイール・ナットの座金が円滑に回転するかを手で回すなどして確認します。特に、ホイール・ボルト及びホイール・ナットが新品の状態から一定期間（目安は4年）を経過している場合は入念に確認してください。

- ・ ディスク・ホイールについて、ボルト穴や飾り穴のまわり及び溶接部に亀裂及び損傷がないか、ホイール・ナットの当たり面に亀裂、損傷及びへたりがないかを目視などにより点検します。また、ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを目視などにより点検

の損傷（大型車において行う点検）

の発生はないか等を目視などにより点検します。また、ねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異状がないかを目視などにより点検します。

- ・ ディスク・ホイールについて、ボルト穴や飾り穴のまわり及び溶接部に亀裂及び損傷がないか、ホイール・ナットの当たり面に亀裂、損傷及びへたりがないかを目視などにより点検します。また、ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを目視などにより点検

します。

- ディスク・ホイールを取付ける際に次の点検を行います。

- ・ 関係部品の清掃について、ディスク・ホイールのハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面、ホイール・ナットの当たり面、ハブのディスク・ホイール取付面（ISO方式の場合はハブのはめ合い部（インロー部）を含む。）、ホイール・ボルトのねじ部、ホイール・ナットのねじ部等（JIS方式の場合はホイール・ナットの座面部を含む。）を清掃し、さび、ゴミ、泥、追加塗装等の異物を取り除きます。特に、積雪地域や舗装されていない道路を走行する車両にあつては、入念に清掃してください。

- ・ ホイール・ボルト及びホイール・ナットの潤滑について、JIS

します。

- ディスク・ホイールを取付ける際に次の点検を行います。

- ・ 関係部品の清掃について、ディスク・ホイールのハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面、ホイール・ナットの当たり面、ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール・ボルトのねじ部、ホイール・ナットのねじ部等を清掃し、さび、ゴミ、泥、追加塗装等の異物を取り除きます。

- ・ ホイール・ボルト及びホイール・ナットの潤滑について、JIS

方式の場合は、ホイール・ボルト及びホイール・ナットのねじ部並びにホイール・ナットの当たり面に規定の油類を薄く塗布します。

ISO方式の場合は、ホイール・ナットねじ部及びホイール・ナットとワッシャとの間にのみ規定の油類を薄く塗布し、ハブのはめ合い部（インロー部）に規定のグリスを薄く塗布します。（潤滑について自動車製作者の指示がある場合は、その指示に従ってください。）

- ・ ホイール・ナットの締付けは、当該ディスク・ホイールの中心点を挟んで反対側にある2つのホイール・ナットを交互に、かつ、個々のホイール・ナットが均等に締め付けられるように数回に分けて徐々に締める方法に則り行い、最後にトルク

方式の場合は、ホイール・ボルト及びホイール・ナットのねじ部並びにホイール・ナットの当たり面に規定の油類を薄く塗布します。

ISO方式の場合は、ホイール・ナットねじ部及びホイール・ナットとワッシャとの間にのみ規定の油類を塗布します。（潤滑について自動車製作者の指示がある場合は、その指示する方法で行うこと。）

- ・ ホイール・ナットの締付けは、当該ディスク・ホイールの中心点を挟んで反対側にある2つのホイール・ナットを交互に、かつ、個々のホイール・ナットが均等に締め付けられるように数回に分けて徐々に締める方法に則り行い、最後にトルク

・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付けます。この場合、なるべく奥まで手で回して入れ、円滑に回ることを確認し、ひっかかり等異状がある場合にはホイール・ボルト等を交換します。特に、ホイール・ボルト及びホイール・ナットが新品の状態から一定期間（目安は4年）を経過している場合は、手で回して円滑に回ることを入念に確認してください。

・ インパクト・レンチで締め付ける場合は、締付時間、圧縮空気圧力等に留意し、締めすぎないように十分注意を払い、最終的な締付けは、トルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付けます。

○ J I S方式のダブル・タイヤの場合は、始めにインナー・ナットについ

・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付けます。この場合、なるべく奥まで手で回して入れ、円滑に回ることを確認し、ひっかかり等異状がある場合にはホイール・ボルト等を交換します。

・ インパクト・レンチで締め付ける場合は、締付時間、圧縮空気圧力等に留意し、締めすぎないように十分注意を払い、最終的な締付けは、トルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付けます。

○ J I S方式のダブル・タイヤの場合は、始めにインナー・ナットについ

						<p>て、上記のリフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外して行う点検及びディスク・ホイールを取り付ける際に行う点検を行った後、アウター・ナットについて、インナー・ナットと同様に点検を行います。</p> <p>○ ディスク・ホイールの取付け後、ディスク・ホイールの取付状態に適度な馴染みが生じる走行後（一般的に50～100 km 走行後が最も望ましいとされています。）、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み（3月ごとの点検項目）に示す方法によりホイール・ナットを締め付けます。</p>
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(2) (略)

						<p>て、上記のリフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外して行う点検及びディスク・ホイールを取り付ける際に行う点検を行った後、アウター・ナットについて、インナー・ナットと同様に点検を行います。</p> <p>○ ディスク・ホイールの取付け後、ディスク・ホイールの取付状態に適度な馴染みが生じる走行後（一般的に50～100 km 走行後が最も望ましいとされています。）、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み（3月ごとの点検項目）に示す方法によりホイール・ナットを締め付けます。</p>
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(2) (略)

4 整備の実施の方法

ここでは、「2 日常点検の実施の方法」や「3 定期点検の実施の方法」に基づき点検を行った結果又は点検を行わなくとも使用状況等によって、清掃、調整、交換などの整備が必要となった場合、通常行われることが多いものの代表例について、その実施の方法を説明しています。

(略)

(1) 四輪自動車など

装置	整備項目	整備の実施の方法	注意事項
(略)	(略)	(略)	(略)
走行装置	タイヤの交換	(1)～(6) (略) (7) 大型車のタイヤ交換の場合は、「3 定期点検の実施の方法」の「ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷（大型車において行う点検）」に示す方法による点検を行います。 (8)～(10) (略) (11) 大型車の場合、タイヤ交換後、ディスク・ホイールの取付状態に適度な馴染みが生じる走行後（一般的に50～100 km 走行後が最も望ましいとされています。） トルク・レンチを用いるなどにより規定トルク（自動車製作者が定めるトルク値をいう。）でホイール・ナットを締	(略)

4 整備の実施の方法

ここでは、「2 日常点検の実施の方法」と「3 定期点検の実施の方法」に基づき点検を行った結果、清掃、調整、交換などの整備が必要となった場合、通常行われることが多いものの代表例について、その実施の方法を説明しています。

(略)

(1) 四輪自動車など

装置	整備項目	整備の実施の方法	注意事項
(略)	(略)	(略)	(略)
走行装置	タイヤの交換	(1)～(6) (略) (新設)  (7)～(9) (略) (新設)	(略)

		<p>め付けます。この場合において、J I S 方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数（1個おき）の OUTER・ナットを緩めて、INNER・ナットを締め付けます。次に、緩めた OUTER・ナットを締め付けます。その後、ホイール・ボルトの残りの半数の OUTER・ナット及び INNER・ナットについても同様の措置を講じます。</p> <p><u>12</u> (略)</p>	
(略)	(略)	(略)	(略)
(2) (略)			

		<u>10</u> (略)	
(略)	(略)	(略)	(略)
(2) (略)			

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。